

学術プログラム委員会規程

第1条（任務） 学会の学術活動を活性化し、組織的、かつ継続的に活動を実施するために、学術プログラム委員会（以下、本委員会とする）を設置し、以下の事項に関する任務にあたることとする。

- （1）年次学術大会における、シンポジウム、講演、大会発表賞、プレカンファレンス等の企画、実施に関する事項、
- （2）学会セミナーの企画、実施に関する事項、
- （3）出版物等の企画、編集、発行に関する事項、
- （4）その他、学会の学術的活動に関する事項

第2条（委員） 本委員会は、当該の委員会等から選出された、以下の委員からなる。

- （1）理事長、副理事長（機関誌統括責任者）
- （2）理事 3名（常任理事 1名以上を含む）
- （3）感情心理学研究編集委員会委員長、エモーション・スタディーズ編集委員会委員長
- （4）年次学術大会実行委員（委員長を含む） 2名

なお、本委員会の判断により、会員の中から若干名を加えることができる。

第3条（任期） 委員の任期は、4月1日より1年とし、再任は妨げない。なお、役員や所属委員会等の任期が満期となる場合も、満期直後の年次学術大会の運営等が滞りなく進むよう必要となる任務を継続するものとする。なお、第2条4項の委員については、開催前年度の年次学術大会終了から、開催当年度の年次学術大会終了までの1年とする。

第4条（役員） 本委員会に、委員長と副委員長をおく。

委員長は理事長が指名し、理事会の議を経て、委嘱する。副委員長は、委員長が指名し、委員会の承認を得て決定する。

第5条（理事会への報告） 委員会は、任務の遂行にあたり、企画の決定等の進捗状況を、理事会に報告することとする。

第6条（規程の改廃） 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規程は、2014年11月13日から施行する。
2. 本規程の改正は、2017年6月23日から施行する。

3. 本規程の改正は、2019 年 6 月 30 日から施行する。

4. 本規程の改正は、2025 年 10 月 24 日から施行する。